

資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準

1 趣旨

洲本市が一般競争入札により発注する建設工事において、談合の未然防止及び他の入札参加者との公平性の確保の観点から、資本関係又は人的関係がある者（以下「関係する会社」という。）同士の同一入札への参加を制限する基準を定めるものとする。

2 入札を無効とする基準

以下の(1)から(4)までのいずれかに該当する場合。

(1) 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合
- ② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

(2) 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、①については、会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

- ① 一方の会社等の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合
 - 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。
 - イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
 - ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役
 - ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役
 - ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役
 - 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役
 - 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）
 - 4) 組合の理事
 - 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者

- ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合
- ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
 - 組合とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。
- (4) 特別共同企業体の場合において、同一の特別共同企業体の構成員同士、他の特別共同企業体との構成員同士又は特別共同企業体の構成員と単体企業が上記(1)から(3)の関係する会社同士の場合は、当該構成員を含む特別共同企業体を上記(1)から(3)の関係する会社とみなす。ただし、市長が高度な技術を要する等の工事として、入札公告等において、同一の特別共同企業体の構成員同士の参加を認める場合を除く。

3 公告等への記載等

- (1) 競争参加資格として、基準に該当しない者であることを入札公告等に明示するものとする。
- (2) 基準に該当する者の行った入札は無効とする旨を入札公告等に明示するものとする。

4 関係する会社の確認等

- (1) 入札参加資格審査申請を行う者（変更申請含む）は、入札参加資格審査申請書とともに、「資本関係又は人的関係確認書」（別記様式）を市長に提出するものとする。市長は上記 2 に該当の有無等を確認し、入札参加資格者名簿に登載する。
- (2) 登載された入札参加資格者名簿により入札参加申込者（事前審査型）又は落札候補者（事後審査型）に係る入札参加資格の確認を行う。
- (3) 基準に該当する複数の者が当該入札に参加している場合は下記のとおり取り扱う。
 - ① 一般競争入札（事前審査型）
 - 基準に該当する複数の者から同一入札への参加申込みがあった場合は、入札に参加する者に必要な資格がない旨の通知を行い、入札参加を認めないものとする。
 - ② 一般競争入札（事後審査型）
 - 基準に該当する者が行った入札はすべて無効として取り扱う。ただし、基準に該当する者の一者を除く全てが入札書受付締切日時までに入札を辞退した場合には、残る一者が行った入札は有効として取り扱う。
- (4) 上記①及び②において疑義が生じた場合は、市長は、入札参加者の全部又は一部の者に対し、追加資料の提出、事情聴取等を行うことができる。

5 基準に該当することが判明した場合の取扱い

- (1) 契約前に判明した場合
 - 契約前に、基準に該当する複数の者が同一入札に参加したことが判明した場合は、当該複

数の者のした入札は無効とする。当該複数の者のうちの二者が落札候補者又は落札者の場合は当該落札候補者又は落札者の資格を取り消すものとする。

(2) 契約後に判明した場合

虚偽の報告等により基準に該当する複数の者が同一入札に参加し、契約後にそのことが判明した場合は、基準に該当する双方の者は指名停止の対象とする。

6 留意事項

基準に該当する複数の者が、本取扱いを遵守する目的で辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは差し支えないものとする。

7 適用日

この基準は、令和7年4月1日以降に入札公告する案件から適用する。

別記様式

資本関係及び人的関係確認書

本件入札に参加するに当たり、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準（以下「運用基準」という。）」のいずれかに該当する者の有無については下記のとおりであり、この内容は事実と相違ありません。

内容の確認が必要とされる場合は、市の職員の指示に従い調査に協力します。また、提出後に内容に変更が生じた場合は、直ちに新たな確認書を提出します。

虚偽記載や記載漏れが判明するなどした場合は、いかなる措置を受けても異議ありません。

- 1 該当の有無 該当あり
 該当なし
(いずれかにを入れること)

2 資本関係に関する事項

(1) 子会社等と親会社等の関係にある場合（運用基準2(1)①）

親会社等（会社法第2条第4号によるもの・所属する協同組合）

商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由

子会社等（会社法第2条第3号の2によるもの）

商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由

(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合（運用基準2(1)②）

商号又は名称	建設業許可番号	親会社等の商号又は名称

※運用基準2(1)①及び②に該当する場合、株主（出資者）調書を添付すること。

3 人的関係に関する事項（運用基準2(2)）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職名	氏名	商号又は名称	建設業許可番号	役職名

令和 年 月 日
洲本市長 様

所在地又は住所
商号又は名称
代表者

別記参考

※ 理由欄にご記入ください（①、②イなど）（会社法施行規則第3条及び第3条の2）
（会社法施行規則第3条及び第3条の2）

① 議決権の50%超を自己（子会社等を含む。以下同じ）の計算で所有	注1
② 議決権の40%以上を自己の計算で所有し、次のイ～ホのいずれかに該当	
イ 自己所有等議決権数の割合が50%超	注2
ロ 取締役会の構成員の過半数が自己の役員・業務執行社員・使用人	注3
ハ 重要な財務・事業の方針を決定する契約等が存在	
ニ 負債総額に占める自己の融資（債務保証等も含む。）の割合が50%超	注4
ホ その他重要な財務・事業の方針の決定を支配していることが推測される事実の存在	
③ 自己所有等議決権割合が50%超であって、上記②ロ～ホのいずれかに該当する場合	

注1 更生会社、民事再生中の会社等で、有効な支配従属関係が存在しないと認められるものを除く。以下同じ。

注2 自己所有等議決権の割合等とは、自己所有分、自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者の所有分、同一の内容の議決権行使に同意している者の所有分、自己（自然人に限る）の配偶者又は二親等内の親族の所有分の合計をいう。

注3 自己の役員・業務執行社員・使用人であった場合を含む。自然人の場合は、自己と配偶者又は二親等内の親族を含む。

注4 自己と出資・人事・資金・技術・取引等において緊密な関係者及び自己（自然人に限る）の配偶者又は二親等内の親族が行う融資額を含む。

本件入札に参加するに当たり、「資本関係又は人的関係がある者同士の同一入札への参加を制限する運用基準（以下「運用基準」という。）」のいずれかに該当する者の有無については下記のとおりであり、この内容は事実と相違ありません。

内容の確認が必要とされる場合は、市の職員の指示に従い調査に協力します。また、提出後に内容に変更が生じた場合は、直ちに新たな確認書を提出します。

虚偽記載や記載漏

※全ての項目が該当無の場合でも必ず提出してください。

1 該当の有無

該当あり

該当なし

(いずれかに☑を入れること)

2 資本関係に関する事項

(1) 子会社等と親会社等の関係にある場合（運用基準※別記参考より該当番号選択してください。）

親会社等（会社法第2条第4号によるもの・所属する協同組合）

商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由
A社	12345678	兵庫県洲本市本町三丁目4番10号	①
個人B	なし	兵庫県洲本市	②イ

子会社等（会社法第2条第3号の2によるもの）

商号又は名称	建設業許可番号	所在地	理由
C社	34567890	兵庫県洲本市五色町都志203番地	③ロ

※子会社等の記載対象は、建設業者（建設業法による建設業許可を受けている者）となります。

(2) 親会社等と同じくする子会社等同士の関係にある場合（運用基準2(1)②）

商号又は名称	建設業許可番号	親会社等の商号又は名称
D社	56780123	A社
E社	78012345	個人B

※運用基準2(1)①及び②に該当する場合、株主（出資者）調書を添付すること。

3 人的関係に関する事項（運用基準2(2)）

当社の役員等		兼任先及び兼任先での役職		
役職名	氏名	商号又は名称	建設業許可番号	役職名
代表取締役	E.F	G社	11112222	取締役

令和〇〇年〇〇月〇〇日

洲本市長 様

所在地又は住所 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号

商号又は名称 株式会社 A建設

代表者 代表取締役 洲本 太郎